

令和元～２年度
富士山御殿場口新五合目公衆トイレ改築事業
業務委託プロポーザル募集要項

令和元年 ６ 月
御殿場市

◆問合せ先及び申請書類の提出先◆

御殿場市産業スポーツ部観光交流課

〒４１２－８６０１ 静岡県御殿場市萩原４８３番地

電 話 ０５５０－８２－４６２２

FAX ０５５０－７０－３３４５

Ema i l kanko@city.gotemba.shizuoka.jp

目 次

1	本書の位置付け	1
2	事業内容	2
2.1	事業名	2
2.2	事業者の業務内容	2
2.3	業務委託料	2
2.4	発注者	2
2.5	委託期間	2
3	事業者募集等のスケジュール	2
4	応募に関する条件等	3
4.1	応募者の備えるべき参加資格要件	3
4.1.1	業務執行能力及び財務能力	3
4.1.2	欠格事項	3
4.2	参加資格確認基準日	3
4.3	接触の禁止	3
4.4	応募に関する留意事項	4
4.4.1	公正な競争の確保	4
4.4.2	募集要項等の承諾	4
4.4.3	費用負担	4
4.4.4	保証金	4
4.4.5	使用言語、単位等	4
4.4.6	提出書類の取扱い	4
4.4.7	その他	4
5	応募に関する手続き	5
5.1	質問書の提出	5
5.2	質問書への回答の公表	5
5.3	現地説明会の開催	5
5.4	参加資格確認書類の提出	5
5.5	参加資格確認結果の通知	6
5.6	参加資格に関する説明要求	6
5.7	参加の辞退	6
6	プレゼンテーション資料の提出等	6

7	提案書の審査及び事業者の選定に関する事項	7
7.1	選定委員会の設置	7
7.2	審査の方法	7
7.3	プレゼンテーション及びヒアリングの実施	7
7.4	事業者の選定等	8
7.5	選定後の辞退	8
8	契約	8
9	問い合わせ先	8
	【様式1】質問書	9
	【様式2】富士山御殿場口新五合目公衆トイレ改築事業業務委託プロポーザル 参加申込書	10
	【様式3】応募資格がないと認めた理由の説明要求書	11
	【様式4】富士山御殿場口新五合目公衆トイレ改築事業業務委託プロポーザル 参加辞退届	12
	【様式5】富士山御殿場口新五合目公衆トイレ改築事業業務委託見積書	13
	【様式6】富士山御殿場口新五合目公衆トイレ改築事業業務委託プロポーザル 選定結果	14

令和元～２年度

富士山御殿場口新五合目公衆トイレ改築事業業務委託

プロポーザル募集要項

1 本書の位置付け

御殿場市（以下「市」という。）は御殿場プレミアム・アウトレット、御殿場高原時之栖等の集客施設の存在により、近年では県下第３位の観光交流客数となっており、今後も御殿場プレミアム・アウトレット第４期増設や、新東名高速道路（仮称）御殿場インターチェンジ、国道１３８号線バイパス等の交通インフラの整備等を要因として、その数は一層の増加が見込まれます。

特に富士山は市のシンボルとして広く認知されており、麓からの眺望はもちろん、実際に富士山へ赴き登山やハイキングを楽しむ観光客も多く、富士山御殿場口新五合目はその玄関口として夏季を中心に多数の観光客が訪れています。

このような状況の中、富士山御殿場口新五合目公衆トイレは、市が平成１２年に設置してから１８年が経過しているため、老朽化によるトラブルも増しております。また、平成２５年の富士山世界文化遺産登録や、新五合目において夏期の間オープンするマウントフジトレイルステーションの効果により、設置当初と比べて大幅に来訪者が増加しており、たびたび許容量を超えるトイレの使用が見られる事態となっています。これにより、強い悪臭が発生したり、野外での排泄行為が見られたりと周辺環境に対する悪影響も及んでおります。

そこで、市では、富士山御殿場口新五合目が世界遺産の玄関口として恥じないよう受け入れ態勢を整えるとともに、周辺の環境美化に資するため、富士山御殿場口新五合目公衆トイレ改築事業（以下「本事業」という。）を行います。

本書は、市が、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、事業者として本事業に参加しようとする者（以下「応募者」という。）を対象に交付するものです。

応募者は、募集要項等の内容を十分に理解した上で、必要な書類を作成し、提出することとします。

2 事業内容

2.1 事業名

富士山御殿場口新五合目公衆トイレ改築事業

2.2 事業者の業務内容

事業者が行う業務内容は、以下のとおりである。なお、業務の具体的な内容については「要求水準書」を参照のこと。

- ①既設トイレ建築物及びし尿処理設備の撤去処分
- ②仮設トイレの設置
- ③トイレ建築物及びし尿処理設備の設計・設置
- ④トイレ整備に必要なその他工作物の設置

2.3 業務委託料

90,000千円（税込）を上限とする。

ただし、業務委託料のうち10,000千円は令和元年度末に支払うものとし、残額については業務完了後に支払うものとする。

2.4 発注者

御殿場市

2.5 委託期間

契約日翌日から令和2年6月30日（火）まで

3 事業者募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定にあたっては、透明性・公平性及び競争性の確保に配慮したうえで、本業務に係る提案内容等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式とする。

事業者の募集及び選定スケジュールは下記のとおり予定している。

募集要項及び要求水準書の公表	令和元年6月13日（木）
現地説明会	令和元年7月9日（火）
参加申込書、参加資格確認書類提出期限	令和元年7月12日（金）
参加申込書審査結果通知期限	令和元年7月19日（金）
質問書の受付期限	令和元年7月26日（金）
質問書の回答期限	令和元年7月31日（水）
提案書提出期限	令和元年8月15日（木）
プレゼンテーション及びヒアリング、審査	令和元年8月29日（木）
選定結果通知	令和元年9月3日（火）
事業契約	令和元年9月中旬

4 応募に関する条件等

4.1 応募者の備えるべき参加資格要件

4.1.1 業務執行能力及び財務能力

- ①本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること、又は有している者を使用する財務能力及び管理能力を有していること。
- ②本事業を円滑に遂行することができる健全で安定的な財務能力を有していること。

4.1.2 欠格事項

次に該当する者は、応募者となることはできない。

なお、要件確認のため、適宜、市関係各課及び静岡県警察に照会する場合がある。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ②参加申込書を提出する日から委託契約締結日までの期間において市の指名停止措置を受けている者
- ③参加申込書を提出する日において国税又は地方税に未納の税額がある者
- ④次の法律の規定による申立てがなされている者
 - ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条又は改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立て（更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
 - ・ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て（再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
 - ・ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第 2 条の規定による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条若しくは第 133 条の規定による破産の申立て
 - ・ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立て
- ⑤御殿場市暴力団排除条例（平成 24 年条例 24 号）第 6 条第 2 項の規定による入札等排除措置を受けている者

4.2 参加資格確認基準日

参加資格の確認基準日は参加申込書（様式 2）の提出締切日（令和元年 7 月 12 日）とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの間に応募者が参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、その時点で失格とする。

4.3 接触の禁止

富士山御殿場口新五合目公衆トイレ改築事業業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）委員及び本件関係者に対して、本件公募についての接触を禁止する。接触の事実が認められた場合には失格となることがある。

4.4 応募に関する留意事項

4.4.1 公正な競争の確保

応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。

4.4.2 募集要項等の承諾

応募者は、参加申込書（様式 2）の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

4.4.3 費用負担

応募に関し必要な一切の費用は、応募者の負担とする。

4.4.4 保証金

応募のための保証金は免除する。

4.4.5 使用言語、単位等

応募に際して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

4.4.6 提出書類の取扱い

(1) 著作権

応募者からの提出書類に含まれる著作物の著作権は応募者に帰属するが、公表その他市が本事業に関し必要と認める用途に用いるときは、市は応募者の許可を得てこれを無償で使用する事ができる。

(2) 提出書類の返却

応募者からの提出書類は、理由の如何によらず返却しない。

(3) 提出書類の変更

提出締切日以降の提出書類の修正、差し替え及び再提出は、市が指示した場合を除き原則として認めない。

(4) 虚偽記載

提出書類に虚偽の記載をした応募は、無効とする。

4.4.7 その他

市は、募集要項等に定めるものの他、事業者の募集及び選定に関して必要な事項が生じた場合には、市のホームページを通じて応募者に通知する。また、募集開始以降、募集要項等を補完又は修正する追加資料を市がホームページにて公表した場合は、当該追加資料が募集要項等の記載内容に優先するものとする。

市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用する事を禁じる。また、この検討の範囲内であっても、市の了解を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁じる。

5 応募に関する手続き

5.1 質問書の提出

本募集要項等の内容に関して質問がある場合は、質問書（様式１）に記入の上、「9 問い合わせ先」宛てに電子メール、郵送又は持参により、以下の期間内に提出すること。（電話、口頭による問い合わせ、FAX による提出は受け付けない。）

ただし、参加資格に関する質問は 7 月 11 日（木）までとする。

電子メール ・ 郵送	令和元年 6 月 13 日（木）9 時から 令和元年 7 月 26 日（金）17 時まで（郵送の場合は当日消印有効）
持参	令和元年 6 月 13 日（木）から 令和元年 7 月 26 日（金）まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く各日 9 時から 17 時まで）

5.2 質問書への回答の公表

質問書への回答は、市のホームページで公表する。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る質問については、当該質問者のみに書面により回答する場合がある。また、不当な混乱を招くことが危惧されると判断された質問については回答しない場合がある。なお、回答の公表に当たっては質問者を匿名化する。

5.3 現地説明会の開催

次の日程で現地説明会を開催する。

ア. 実施日時

令和元年 7 月 9 日（火）午前 10 時

イ. 実施場所

静岡県御殿場市中畑 2110 番地 10 富士山御殿場口新五合目第 1 駐車場

ウ. 留意事項

- ①現地説明会への参加は任意とする。
- ②現地説明会における質問とその回答は、市のホームページで公表する。回答の公表に当たっては質問者を匿名化する。
- ③現地説明会以外の日の現地確認は自由とするが、利用者の迷惑にならないよう配慮すること。

5.4 参加資格確認書類の提出

本事業に参加しようとする者は、表 1 に示す書類をまとめて 1 部、「9 問い合わせ先」宛てに郵送又は持参により、以下の期間内に提出すること。

郵送	令和元年 6 月 13 日（木）9 時から 令和元年 7 月 12 日（金）17 時まで（郵送の場合は当日消印有効）
持参	令和元年 6 月 13 日（木）から 令和元年 7 月 12 日（金）まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く各日 9 時から 17 時まで）

表 1 参加資格確認書類

提出書類	様式	作成要領等
参加申込書	様式 2	
企業概要	—	パンフレット、事業者ホームページの写し可
経歴、実績	—	
定款又は寄付行為の写し	—	
法人の登記事項証明書	—	
財務能力を明らかにする書類（直近 3 営業年度分）	—	損益計算書及び貸借対照表
財産目録	—	
納税証明書	—	法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税

5.5 参加資格確認結果の通知

参加資格確認結果は、令和元年 7 月 19 日（金）までに、応募者に対して書面で通知する。
この場合、参加資格がないと認めたものに対しては、その理由を付記する。

5.6 参加資格に関する説明要求

参加資格を有しないとされた応募者は、市に対して書面により説明を求めることができる。

ア. 書面の提出期限：令和元年 7 月 26 日（金）

イ. 書面の提出場所：御殿場市役所東館 2 階 産業スポーツ部観光交流課

ウ. 書面の提出方法：「応募資格がないと認めた理由の説明要求書」（様式 3）に記入のうえ、「9 問い合わせ先」宛に郵送又は持参することとする。（電話、口頭による問い合わせ、FAX による提出は受け付けない。）

5.7 参加の辞退

提出書類を提出した後に参加を辞退する場合は、プレゼンテーション実施前日必着にて参加辞退届（様式 4）を「9 問い合わせ先」宛てに郵送又は持参により提出すること。なお、参加を辞退した応募者が、今後、市の行う業務において不利益な取扱いをされることはない。

6 プレゼンテーション資料の提出等

参加資格を有すると確認された応募者は、表 2 に示すプレゼンテーション資料を作成し、「9 問い合わせ先」宛てに郵送又は持参により、以下の期間内に正本 1 部、副本 15 部提出すること。なお、提案書作成の詳細については、別途示す「提案書作成要領」を参照のこと。

郵送	令和元年 7 月 1 9 日（金） 9 時から 令和元年 8 月 1 5 日（木） 1 7 時まで（郵送の場合は当日消印有効）
持参	令和元年 7 月 1 9 日（金）から 令和元年 8 月 1 5 日（木）まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く各日 9 時から 17 時まで）

表 2 プレゼンテーション資料

提出書類	様式	作成要領等
提案書	任意	・「提案書作成要領」に基づき作成すること。
見積書	様式 5	
提出書類の電子データ	—	・提出書類の電子データ一式を CD-ROM に収納し、提出すること。 ・提案書については通しで印刷できるようにした PDF 形式データを収納すること。

7 提案書の審査及び事業者の選定に関する事項

7.1 選定委員会の設置

市は、提案書の審査を専門的知見に基づいて実施するため、「富士山御殿場口新五合目公衆トイレ改築事業業務委託プロポーザル選定委員会」を設置する。

7.2 審査の方法

審査は、市による参加資格審査及び選定委員会による提案審査により実施する。

提案審査は、提出書類及びプレゼンテーション等に基づいて、提案内容の機能性、環境性、経済性、実施体制、取組意欲等を総合的に評価し、最も高い評価であったものを選定する。なお、同等の評価であった場合は選定委員会で協議し選定する。

詳細については、別途「富士山御殿場口新五合目公衆トイレ改築事業業務委託評価基準表」（以下「評価基準表」という。）を参照のこと。

なお、応募者が 1 者であった場合でも評価基準表に従い審査を行う。

7.3 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

応募者による提案内容のプレゼンテーション及び選定委員会によるヒアリングを次のとおり実施する。

ア. 実施日

令和元年 8 月 2 9 日（木）

※開催時間は改めて通知します。

イ. 実施場所

静岡県御殿場市萩原 5 2 8 番地 1

御殿場市林業会館 第 1 研修室

ウ. 留意事項

- ①プレゼンテーションは事前に提出した資料に基づき 15 分以内とする（準備等の時間は含めない）。
- ②プレゼンテーションの説明者は、機材操作者を含み 4 名までとする。
- ③プレゼンテーションに使用するプロジェクター及び接続ケーブル（RGB ケーブル）は市が用意し、パソコンは応募者が用意するものとする。
- ④ヒアリングは 15 分程度とする。
- ⑤プレゼンテーション及びヒアリング時における資料の追加は認めない。
- ⑥プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。

7.4 事業者の選定等

市は、選定委員会による提案審査の結果を踏まえ、事業者等を選定し、その結果を直ちに応募者に書面（様式 6）により通知するとともに、市のホームページで公表する。（令和元年 9 月 3 日（火）予定）

なお、結果の公表の際に応募者名を匿名化する場合がある。また、選定結果についての異議申し立ては認めない。

7.5 選定後の辞退

事業者の選定後の辞退については、事務局まで協議すること。辞退について正当な理由がないと判断される場合、市長は御殿場市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱（平成 4 年 3 月 3 1 日告示第 7 8 号）による指名停止等の処分を行うことができる。

8 契約

審査の結果、選定された事業者を受注予定者とし、当該事業者と委託業務の仕様や価格等について協議の上、所定の手続きを経て随意契約により業務委託契約を締結する。なお、辞退や協議の不調等により業務委託契約の締結に至らない場合は、審査結果により次順位以下となった事業者のうち、評価が上位の事業者から順に新たな受注予定者として協議等を行う。

9 問い合わせ先

御殿場市役所産業スポーツ部観光交流課

所在地：〒412-8601 静岡県御殿場市萩原 4 8 3 番地 御殿場市役所東館 2 階

電話：0 5 5 0 - 8 2 - 4 6 2 2

F A X：0 5 5 0 - 7 0 - 3 3 4 5

電子メール：kanko@city.gotemba.shizuoka.jp

【様式１】質問書

年 月 日

御殿場市長 若林 洋平 様

質 問 書

「富士山御殿場口新五合目公衆トイレ改築事業業務委託プロポーザル」に関する「募集要項」、「要求水準書」等について、以下のとおり質問を提出します。

提出者	所在地	
	会社名	
	代表者氏名	
	提出者役職・氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	
意見又は 質問の箇所	該当質問	募集要項・要求水準書・その他（ ）
	該当ページ	（P1、P2等を記入して下さい。）
	該当事項	（1.、2.等を記入して下さい。）
	該当項目	（(1)、(2)等を記入して下さい。）
意見又は 質問の内容		

※意見又は質問は簡潔に記載し、1問につき1枚とすること。複数ある場合は複写使用すること。

【様式２】参加申込書

年 月 日

御殿場市長 若林 洋平 様

富士山御殿場口新五合目公衆トイレ改築事業業務委託プロポーザル参加申込書

年 月 日付けで公募された「富士山御殿場口新五合目公衆トイレ改築事業業務委託プロポーザル」への参加を必要書類を添えて申し込みます。

また、募集要項に定められた参加資格要件を満たしていること及び添付書類の内容が事実と相違ないことを誓約します。

提出者	所在地	
	会社名	
	代表者氏名	印
連絡先	担当部署	
	担当者氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	

【様式3】説明要求書

年 月 日

御殿場市長 若林 洋平 様

応募資格がないと認めた理由の説明要求書

「富士山御殿場口新五合目公衆トイレ改築事業業務委託プロポーザル」の審査において、
応募資格がないと認められた理由についての説明を求めます。

提出者	所在地	
	会社名	
	代表者氏名	印
連絡先	担当部署	
	担当者氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	

【様式４】参加辞退届

年 月 日

御殿場市長 若林 洋平 様

富士山御殿場口新五合目公衆トイレ改築事業業務委託プロポーザル参加辞退届

年 月 日付けで公募された「富士山御殿場口新五合目公衆トイレ改築事業業務委託プロポーザル」への参加を申し込みましたが、都合により辞退します。

提出者	所在地	
	会社名	
	代表者氏名	印
連絡先	担当部署	
	担当者氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	

【様式5】見積書

年 月 日

御殿場市長 若林 洋平 様

富士山御殿場口新五合目公衆トイレ改築事業業務委託見積書

所在地

会社名

代表者氏名

御見積金額 円（税抜き）

業 務 内 容	金 額
■富士山御殿場口新五合目公衆トイレ改築事業 ①既設撤去費 ②仮設トイレ設置費 ③トイレ・し尿処理設備設置費 ④その他工作物設置費	円
（備考） ※見積金額の明細については本様式に添付すること。	

【様式6】選定結果

年 月 日

富士山御殿場口新五合目公衆トイレ改築事業業務委託プロポーザル選定結果

年 月 日付けで公募された「富士山御殿場口新五合目公衆トイレ改築事業業務委託」について、公募型プロポーザル方式により下記のとおり受託予定者を選定いたしました。

1 件 名 富士山御殿場口新五合目公衆トイレ改築事業業務委託

2 受託予定者

3 選定結果

提 案 者	評 価